

総合診療専門

研修プログラム

県立広島病院

目 次

1. 県立広島病院総合診療専門研修プログラムについて	2
2. 総合診療専門研修はどのようにおこなわれるのか	3
3. 専攻医の到達目標（修得すべき知識・技能・態度など）	12
4. 各種カンファレンスなどによる知識・技能の習得	16
5. 学問的姿勢について	16
6. 医師に必要な資質・能力、倫理性、社会性などについて	17
7. 施設群による研修P Gおよび地域医療についての考え方	17
8. 研修プログラムの施設群について	18
9. 専攻医の受け入れ数について	21
10. 施設群における専門研修コースについて	21
11. 研修施設の概要	23
12. 専門研修の評価について	26
13. 専攻医の就業環境について	28
14. 専門研修P Gの改善方法とサイトビジット（訪問調査）について	28
15. 修了判定について	29
16. 専攻医が専門研修P Gの修了に向けて行うべきこと	29
17. Subspecialty 領域との連続性について	29
18. 総合診療研修の休止・中断・再開、延長、P G移動、P G辞退	30
19. 専門研修プログラム管理委員会	30
20. 総合診療専門研修特任指導医	31
21. 専門研修実績記録システム、マニュアル等について	32
22. 専攻医の採用	32

1. 県立広島病院総合診療専門研修プログラムについて

現在、地域の病院や診療所の医師が地域医療を支えています。今後の日本社会の急速な高齢化等を踏まえると、健康にかかわる問題について適切な初期対応等を行う医師が必要となることから、総合的な診療能力を有する医師の専門性を学術的に評価するために、新たな基本診療領域の専門医として総合診療専門医が位置づけられました。そして、総合診療専門医の質の向上を図り、以て、国民の健康・福祉に貢献することを第一の目的としています。

こうした総合診療専門医制度の理念に則って、県立広島病院総合診療専門研修プログラム（以下、本研修 PG）は病院、診療所などで活躍する高い診断・治療能力を持つ総合診療専門医を養成するために、ER型救急や急性期専門各科を有する地域拠点病院のなかで、専門各科と協働し全人的医療を展開しつつ、自らのキャリアパスの形成や地域医療に携わる実力を身につけていくことを目的として創設されました。

本研修 PG は、広島県の基幹病院の一つとして、継続的に総合診療・地域医療を提供している県立広島病院と中山間の病院や診療所が連携した総合診療専門医を養成するためのプログラムです。患者さんやご家族が抱える問題を総合的な診療能力で解決できる総合医を養成するプログラムとなっています。総合病院の総合内科医としても、中小規模病院の一般内科医としても、地域診療所の家庭医としても十分に対応できるような診察能力を身につけることを目標としています。

3 年間の研修期間内に 1 年間、中山間地域病院、地域診療所で地域研修を行っていただきます。地域の現場で、総合診療専門医となるための知識と技能を習得していただきます。

専攻医は、日常遭遇する疾病と傷害等に対して適切な初期対応と必要に応じた継続的な診療を全人的に提供するとともに、地域のニーズを踏まえた疾病の予防、介護、看とりなど保健・医療・介護・福祉活動に取り組み、絶えざる自己研鑽を重ねながら地域で生活する人々の命と健康に関わる幅広い問題について適切に対応する総合診療専門医になることで、以下の機能を果たすことを目指します。

- 1) 地域を支える診療所や病院においては、他の領域別専門医、一般の医師、歯科医師、医療や健康に関わるその他職種等と連携して、地域の保健・医療・介護・福祉等の様々な分野におけるリーダーシップを発揮しつつ、多様な医療サービス（在宅医療、緩和ケア、高齢者ケア等を含む）を包括的かつ柔軟に提供
- 2) 総合診療部門を有する病院においては、臓器別でない病棟診療（高齢入院患者や心理・社会・倫理的問題を含む複数の健康問題を抱える患者の包括ケア、癌・非癌患者の緩和ケア等）と臓器別でない外来診療（救急や複数の健康問題をもつ患者への包括的ケア）を提供

本研修 PG においては指導医が専攻医の教育・指導にあたりますが、専攻医である皆さんも主体的に学ぶ姿勢をもつことが大切です。総合診療専門医は医師としての倫理観や説明責任はもちろんのこと、総合診療医としての専門性を自覚しながら日々の診療にあたると同時に、ワークライフバランスを保ちつつも自己研鑽を欠かさず、日本の医療や総合診療領域の発展に資するべく教育や学術活動に積極的に携わることが求められます。本研修 PG での研修後に皆さんは標準的な医療を安全に提供し、疾病の予防に努めるとともに将来の医療の発展に貢献できる総合診療専門医となります。

本研修 PG では、①総合診療専門研修Ⅰ（外来診療・在宅医療中心）、②総合診療専門研修Ⅱ（病棟診療、救急診療中心）、③内科、④小児科、⑤救急科の 5 つの必須診療科と選択診療科で 3 年間の研修を行います。

このことにより、1. 包括的統合アプローチ、2. 一般的な健康問題に対する診療能力、3. 患者中心の医療・ケア、4. 連携重視のマネジメント、5. 地域包括ケアを含む地域志向アプローチ、6. 公益に資する職業規範、7. 多様な診療の場に対応する能力という総合診療専門医に欠かせない 7 つの資質・能力を効果的に修得することが可能になります。

本研修 PG は専門研修基幹施設（以下、基幹施設）と専門研修連携施設（以下、連携施設）の施設群で行われ、それぞれの特徴を生かした症例や技能を広く、専門的に学ぶことができます。

2. 総合診療専門研修はどのようにおこなわれるのか

1) 研修の流れ

総合診療専門研修は、卒後3年目からの専門研修(後期研修)3年間で構成されます。

- ✧ 1年次修了時には、患者の情報を過不足なく明確に指導医や関連職種に報告し、健康問題を迅速かつ正確に同定することを目標とします。主たる研修の場は内科研修となります。
- ✧ 2年次修了時には、診断や治療プロセスも標準的で患者を取り巻く背景も安定しているような比較的単純な健康問題に対して的確なマネジメントを提供することを目標とします。主たる研修の場は総合診療研修Ⅱとなります。
- ✧ 3年次修了時には、多疾患合併で診断や治療プロセスに困難さがあつたり、患者を取り巻く背景も疾患に影響したりしているような複雑な健康問題に対して的確なマネジメントを提供することができ、かつ指導できることを目標とします。主たる研修の場は総合診療研修Ⅰとなります。

また、総合診療専門医は日常遭遇する疾病と傷害等に対する適切な初期対応と必要に応じた継続的な診療を提供するだけでなく、地域のニーズを踏まえた疾病の予防、介護、看とりなど保健・医療・介護・福祉活動に取り組むことが求められますので、18ヶ月以上の総合診療専門研修Ⅰ及びⅡにおいては、後に示す地域ケアの学びを重点的に展開することとなります。

◎3年間の研修の修了判定には以下の3つの要件が審査されます。

- 1) 定められたローテート研修を全て履修していること
- 2) 専攻医自身による自己評価と省察の記録、作成した経験省察研修録(ポートフォリオ:経験と省察のプロセスをファイリングした研修記録)を通じて、到達目標がカリキュラムに定められた基準に到達していること
- 3) 研修手帳に記録された経験目標が全てカリキュラムに定められた基準に到達していること

様々な研修の場において、定められた到達目標と経験目標を常に意識しながら、同じ症候や疾患、更には検査・治療手技を経験する中で、徐々にそのレベルを高めていき、一般的なケースで、自ら判断して対応あるいは実施できることを目指していくこととなります。

2) 専門研修における学び方

専攻医の研修は臨床現場での学習、臨床現場を離れた学習、自己学習の大きく3つに分かれます。それぞれの学び方に習熟し、生涯に渡って学習していく基盤とすることが求められます。

① 臨床現場での学習

職務を通じた学習(On-the-job training)を基盤とし、診療経験から生じる疑問に対してEBMの方法論に則って文献等を通じた知識の収集と批判的吟味を行うプロセスと、総合診療の様々な理論やモデルを踏まえながら経験そのものを省察して能力向上を図るプロセスを両輪とします。その際、学習履歴の記録と自己省察の記録を経験省察研修録(ポートフォリオ:経験と省察のプロセスをファイリングした研修記録)作成という形で全研修課程において実施します。場に応じた教育方略は下記の通りです。

(ア) 外来医療

経験目標を参考に幅広い経験症例を確保します。外来診察中に指導医への症例提示と教育的フィードバックを受ける外来教育法(プリセプティング)等を実施します。また、指導医による定期的な診療録レビューによる評価、更には、症例カンファレンスを通じた臨床推論や総合診療の専門的アプローチに関する議論などを通じて、総合診療への理解を深めていきます。また、技能領域については、習熟度に応じた指導を提供します。

(イ) 在宅医療

経験目標を参考に幅広い経験症例を確保します。初期は経験ある指導医の診療に同行して診療の枠組みを理解し、次第に独立して訪問診療を提供し経験を積みます。外来医療と同じく、症例カンファレンスを通じて学びを深め、多職種と連携して提供される在宅医療に特徴的な多職種カンファレンスについても積極的に参加し、連携の方法を学びます。

(ウ) 病棟医療

経験目標を参考に幅広い経験症例を確保します。入院担当患者の症例提示と教育的フィードバックを受ける回診及び多職種を含む病棟カンファレンスを通じて診断・検査・治療・退院支援・地域連携のプロセスに関する理解を深めます。指導医による診療録レビューや手技の学習法は外来と同様です。

(エ) 救急医療

経験目標を参考に救急外来や救命救急センター等で幅広い経験症例を確保します。外来診療に準じた教育方略となりますが、特に救急においては迅速な判断が求められるため救急特有の意思決定プロセスを重視します。また、救急処置全般については技能領域の教育方略(シミュレーションや直接観察指導等)が必要となり、特に、指導医と共に処置にあたる中から経験を積みます。

(オ) 地域ケア

地域医師会の活動を通じて、地域の実地医家と交流することで、地域包括ケアへ参画し、自らの診療を支えるネットワークの形成を図り、日々の診療の基盤とします。さらには産業保健活動、学校保健活動等を学び、それらの活動に参画します。参画した経験を指導医と共に振り返り、その意義や改善点を理解します。

② 臨床現場を離れた学習

- ・総合診療の様々な理論やモデル、組織運営マネジメント、総合診療領域の研究と教育については、関連する学会の学術集会やセミナー、研修会へ参加し、研修カリキュラムの基本的事項を履修します。
- ・医療倫理、医療安全、感染対策、保健活動、地域医療活動等については、日本医師会の生涯教育制度や関連する学会の学術集会等を通じて学習を進めます。地域医師会における生涯教育の講演会は、診療に関わる情報を学ぶ場としてのほか、診療上の意見交換等を通じて人格を陶冶する場として活用します。

③ 自己学習

研修カリキュラムにおける経験目標は原則的に自プログラムでの経験を必要としますが、やむを得ず経験を十分に得られない項目については、総合診療領域の各種テキストやWeb教材、更には日本医師会生涯教育制度及び関連する学会におけるe-learning教材、医療専門雑誌、各学会が作成するガイドライン等を適宜活用しながら、幅広く学習します。

3) 専門研修における研究

専門研修プログラムでは、最先端の医学・医療を理解すること及び科学的思考法を体得することが、医師としての幅を広げるため重要です。また、専攻医は原則として学術活動に携わる必要があり、学術大会等での発表(筆頭に限る)及び論文発表(共同著者を含む)を行うこととします。

県立広島病院や専門研修連携施設で臨床研究を行っていただく予定としています。地域医療の現場で、専攻医が興味をもった研究テーマで研究を行うことも可能です。

研究発表についても経験ある指導医からの支援を提供します。

4) 研修の週間計画および年間計画

◆基幹施設(県立広島病院)

《総合診療科・感染症科(総合診療専門研修Ⅱ)》

		月	火	水	木	金	土	日
7:30-8:00	朝の勉強会							
8:30-12:00	病棟チーム回診							
8:30-12:00	総合診療科午前外来							
8:30-12:00	救急外来(救急車)対応							
13:00-17:15	総合診療科午後外来							
13:00-17:15	救急外来(救急車)対応							
14:00-15:00	多職種カンファランス							
15:00-15:30	主任部長回診							
16:30-17:30	入院症例カンファランス							
17:00-1800	病棟チーム回診							
平日宿直(2-3回/月)								
土日の日当直等(1回/月)								

*基本的にチーム医療を行っており、救急当番の日には、救急車や急患が来院された場合、救急外来などで、初期対応や入院対応を行う。

《内科》

		月	火	水	木	金	土	日
8:00-8:30	朝カンファランス							
9:00-12:00	午前病棟業務							
9:00-12:00	午前各科検査							
9:00-12:00	午前救急患者対応							
9:00-12:00	内科外来予診・診療							
13:00-17:15	午後病棟業務							
13:00-17:15	午後各科検査							
13:00-17:15	午後救急患者対応							
18:00-19:00 (第一水曜日)	内科医局会 症例検討会							
	症例カンファランス	曜日、時間は各内科毎で異なるため、各内科の日程に従うこと						
平日宿直(2-3回/月)								
土日の日直等(1回/月)								

*内科各科で行う検査(例:消化器内視鏡検査、気管支鏡検査、エコー検査、心臓カテーテル検査、神経伝導検査の曜日や時間は決められており、ローテーションを行う診療科で、有意義な内科研修を受けられるように積極的に行動すること。

《小児科》

		月	火	水	木	金	土	日
9:00-12:00	病棟業務							
9:00-12:00	午前小児科外来補助							
13:00-17:00	午後小児科外来補助							
17:00-17:30	夕方カンファランス							
17:30-18:30	抄読会							
平日救急症例補助(1-2回/週)								
土日の救急症例補助(1回/月)								

*研修において、経験すべき小児救急や紹介患児が来院された場合は、業務にかかわらず呼び出しをしていただく。

*研修期間中に救急症例などが十分に得られない場合は、地域の開業医さんなどでの臨時的研修を行うことも予定している。

*ウイルス疾患などの急性疾患への対応の習得を目指すため、研修時期については、季節などについても考慮する予定である。

*小児科時間外救急対応医の補助として、積極的に救急症例の研修を行うこと。

《救急科》

		月	火	水	木	金	土	日
7:30-8:00	総合診療科とのカンファランス					非番日 左記の5-6日の クール繰り返す		
8:10-8:40	朝カンファランス							
8:30-9:00	外科とのカンファランス							
9:00-12:00	午前ICU病棟業務							
9:00-12:00	午前3次救急(ホットライン)対応							
9:00-12:00	午前HCU病棟業務							
13:00-17:15	午後ICU病棟業務							
13:00-17:15	午後3次救急(ホットライン)対応							
13:00-17:15	午後HCU病棟業務							
13:00-17:15	夕方カンファランス							
平日宿直、土日の日当直(5-6日毎)								
専攻医、初期研修医数で異なる								

*救急科での研修は、5日-6日(専攻医、初期研修医の人数で異なる)を1クールとし、当直医(救命救急専門医)の下について研修を行う。

*救急科当直医(救命救急専門医)のもと、2番目の役割で当直に入る(1回/5-6日)システムとなっている。その日の日勤帯は、救命救急専門医の指導のもと、ICU病棟入院患者の病棟管理及び3次救急(ホットライン対応)の対応に当たる。それ以外の勤務日は、救命救急専門医の指導のもと、HCU病棟の病棟、一般病棟の救命科入院患者の病棟管理に当たる。

*5-6日に1回(専攻医、初期研修医の人数で異なる)の休日は確保されている。

◆連携施設

《県立安芸津病院(総合診療専門研修I)》

		月	火	水	木	金	土	日
8:30-9:00	病棟回診							
9:00-12:00	外来							
13:00-17:00	病棟業務							
9:00-17:00	検診、訪問診療 予防注射(週替わり)							
16:30-17:00	多職種カンファランス							
当直・待機(平日 1-2回/週)								
当直・待機(土日 1回/月)								

《安芸太田病院(総合診療専門研修I)》

		月	火	水	木	金	土	日
8:00- 8:30	抄読会							
8:30-17:15	病棟業務							
8:30-12:00	外来							
9:30-12:00	特養回診							
13:30-17:00	麻酔・手術							
14:00-16:00	訪問診療							
13:30-14:30	院内委員会(感染・安全等)							
16:30-17:15	ポートフォリオカンファ							
17:15-18:00	症例検討・多職種カンファ							
日当直(平日2回/月、土日1-2回月程度)								

*介護保険意見書作成、介護認定審査会(1回/月)、地域の健康、福祉に関する集会(断酒会、ソーシャルクラブ等)、地域包括支援センター行事、学童健診、産業医業務は随時。

《北広島町雄鹿原診療所（総合診療専門研修Ⅰ）》

		月	火	水	木	金	土	日
8:30-12:00	雄鹿原診療所外来診療							
8:30-12:00	八幡診療所外来診療							
13:00-15:00	訪問診療（在宅、八幡地区）							
15:00-17:15	八幡診療所外来診療							
13:00-17:15	訪問診療（在宅）							
13:00-17:15	訪問診療（施設）							
14:00-15:00	施設カンファレンス							
17:15-18:00	カンファレンス							

*関連施設である北広島町八幡診療所での実務もある。

*月に2-3件、患者宅での多職種参加型カンファレンスにも出席する。

《庄原赤十字病院（内科（総合診療専門研修Ⅱ））》

		月	火	水	木	金	土	日
8:00-9:00	朝回診							
9:00-12:00	総合診療外来・病棟業務							
13:00-17:00	総合診療外来・各種検査							
17:00-18:00	カンファレンス							
当直（平日1-2回/月、土日1回/月）								

《庄原赤十字病院（内科）》

		月	火	水	木	金	土	日
8:00-9:00	朝回診							
9:00-12:00	内科外来・病棟業務・検査							
13:00-17:00	内科外来・特殊検査							
17:00-18:00	カンファレンス							
無医地区への巡回診療（2～4回/月）								
当直（平日1-2回/月、土日1回/月）								

《公立みつぎ総合病院（総合診療専門研修Ⅰ）》

		月	火	水	木	金	土	日
8:30-12:00	病棟・救急対応							
9:00-12:00	外来							
9:00-12:00	上部内視鏡							
13:00-17:00	病棟・救急対応							
13:00-17:00	下部・特殊内視鏡検査							
16:30-17:00	症例カンファレンス							
15:30-17:00	症例カンファレンス							
夕方	抄読会							
当直・待機（平日1-2回/週）								
当直・待機（土日1回/月）								

《神石高原町立病院（総合診療専門研修Ⅰ）》

		月	火	水	木	金	土	日
8:00-8:30	病棟回診							
8:30-12:00	外来 検査							
13:00-17:00	病棟業務、検診、予防接種、 特殊検査							
17:00-18:30	病棟カンファレンス							
当直（平日1回/週）								
当直（土日2回/月）								

《沖縄県立南部医療センター・こども医療センター（総合診療専門研修Ⅱ）》

		月	火	水	木	金	土	日
7:30-8:30	救急症例カルテレビュー							
7:30-8:30	内科との合同カンファレンス							
7:30-8:30	離島診療所とのWebカンファレンス							
7:30-8:30	内科とのグラウンドラウンド							
8:30-9:00	救急からの入院引き継ぎ							
9:00-12:00	外来または病棟回診・病棟業務							
13:00-15:00	病棟業務							
13:00-15:00	訪問診療							
15:00-16:00	ミニレクチャーや外来レビュー							
16:00-17:00	新入院患者カンファレンスと午後回診							
日当直6回/月程度								

《沖縄県立南部医療センター・こども医療センター（内科）》

		月	火	水	木	金	土	日
7:30-8:30	内科カンファレンス							
7:30-8:30	内科グラウンドラウンド							
8:30-9:00	救急からの入院引継ぎ							
9:00-12:00	外来又は病棟回診・病棟業務							
13:00-16:00	病棟業務・各科の検査							
16:00-17:00	新入院患者カンファレンスと午後回診							
日当直6回/月程度								

《沖縄県立南部医療センター・こども医療センター（救急科）》

		月	火	水	木	金	土	日
7:30-9:00	救急カンファレンス							
9:00-10:00	救命センター、ICU、一般病棟回診							
10:00-11:00	診療							
11:00-12:00	（救命センター、ICU、一般病棟、消防WS）							
12:00-16:00	早期離床・早期経腸栄養回診							
16:00-17:00	診療							
月・水・土は消防WS								
当直6～7回/月程度 ※シフトにより変動あり								

《沖縄県立南部医療センター・こども医療センター（小児科）》

		月	火	水	木	金	土	日
7:30-8:00	専攻医による症例カンファレンス							
7:30-8:00	周産期カンファレンス							
7:30-8:00	シミュレーション・トレーニング							
7:30-8:00	指導医基礎セミナー							
8:15-12:00	一般病棟回診							
12:00-13:00	初期研修医向け講座							
	講師：専攻医							
	指導医ベッツサイト講座							
13:00-14:30	病棟管理・新規入院診療							
14:30-17:00	カンファレンス・回診・申し送り							
当直6回/月程度(平日1回、土日祭日2回)								

◆基幹施設(県立広島病院)

選択研修 (外科、産婦人科、整形外科、皮膚科、精神神経科、眼科、耳鼻咽喉科等)

《外科》

		月	火	水	木	金	土	日
AM8:00-9:00	キャンサーボード							
AM8:00-9:00	救急科とカンファ							
午前	カンファランス							
午前	手術							
午後	手術							
午後	検査							
午後	病棟回診							

*急患対応・緊急手術対応については研修時の指導医の指示を仰ぐこと

《産婦人科》

		月	火	水	木	金	土	日
午前	外来業務							
午前	手術							
午前	病棟回診(婦人科)							
午前	産科超音波検査							
午前	カンファランス							
午後	手術							
午後	外来小手術							
午後	病棟業務							
午後	病棟回診(産科)							
午後	カンファランス							
午後	抄読会							

*急患対応・緊急手術対応については研修時の指導医の指示を仰ぐこと

*週に1回、産婦人科症例検討会、抄読会、新生児科との合同検討会

《整形外科》

		月	火	水	木	金	土	日
午前	外来							
午前	手術							
午後	検査							
午後	病棟業務							
午後	手術							
午後	総合回診							
午後	カンファランス							

*急患対応・緊急手術対応については研修時の指導医の指示を仰ぐこと

*第1、3水曜日午後、リハビリテーションカンファランス

《皮膚科》

		月	火	水	木	金	土	日
午前	朝カンファランス							
午前	一般外来							
午前	病棟処置							
午前	部長回診(病棟)							
午後	アレルギー外来							
午後	一般外来							
午後	病棟業務							
午後	手術							
午後	外来検査							

*急患対応・緊急手術対応については研修時の指導医の指示を仰ぐこと

*休日午前に病棟処置あり、指導医の指示を仰ぐこと

《精神神経科》

		月	火	水	木	金	土	日
AM8:30-9:00	朝カンファ							
午前	病棟業務							
午後	病棟業務							
AM9:00-12:00	主任部長回診							
PM5:00-6:00	リエゾンカンファ							
PM5:30-6:00	脳波カンファ							

*急患対応については研修時の指導医の指示を仰ぐこと

《眼科》

		月	火	水	木	金	土	日
午前	外来及び検査補助							
午前	病棟回診							
午前	手術(アシスタント)							
午後	未熟児眼底検査補助							
午後	眼底検査							
午後	手術(アシスタント)							
夕方	術前カンファランス							

*急患対応については研修時の指導医の指示を仰ぐこと

《耳鼻咽喉科》

		月	火	水	木	金	土	日
午前	病棟回診・処置							
午前	外来							
午前	手術							
昼	嚥下機能検査							
午後	外来							
午後	手術							
PM4:30-5:00	外来カンファランス							
PM5:00-5:30	合同カンファランス							
放射線科・形成外科・口腔外科合同								

*急患対応については研修時の指導医の指示を仰ぐこと

*毎週木曜日は、広島市の耳鼻咽喉科輪番医を務めており、耳鼻科救急疾患を経験する機会として活用すること

◎本研修PGに関連した全体行事の年度スケジュール

月	全 体 計 画
4	・SR1: 研修開始。専攻医および指導医に提出用資料配布(県立広島病院ホームページ) ・SR2、SR3: 研修修了予定者: 前年度分の研修記録が記載された研修手帳を月末までに提出 ・指導医・PG 統括責任者: 前年度の指導実績報告の提出
5	・第1回研修PG管理委員会: 研修実施状況評価、修了判定
6	・研修修了者: 専門医認定審査書類を日本専門医機構へ提出 ・日本プライマリ・ケア連合学会参加(発表)
7	・研修修了者: 専門医認定審査(筆記試験、実技試験) ・次年度専攻医の公募および説明会開催
8	・日本プライマリ・ケア連合学会ブロック支部地方会公募
9	・第2回研修PG管理委員会: 研修実施状況評価 ・公募締切(9月末を予定)
10	・日本プライマリ・ケア連合学会ブロック支部地方会参加(発表) ・SR1、SR2、SR3: 研修手帳の記載整理(中間報告) ・次年度専攻医採用審査(書類及び面接)
11	・SR1、SR2、SR3: 研修手帳の提出(中間報告)
12	・第3回研修PG管理委員会: 研修実施状況評価、採用予定者の承認
1	・経験省察研修録発表会
3	・その年度の研修終了 ・SR1、SR2、SR3: 研修手帳の作成(年次報告)(書類は翌月に提出) ・SR1、SR2、SR3: 研修PG評価報告の作成(書類は翌月に提出) ・指導医・PG 統括責任者: 指導実績報告の作成(書類は翌月に提出)

3. 専攻医の到達目標(修得すべき知識・技能・態度など)

1) 専門知識

総合診療の専門知識は以下の6領域で構成されます。

1. 地域住民が抱える健康問題には単に生物医学的問題のみではなく、患者自身の健康観や病いの経験が絡み合い、患者を取り巻く家族、地域社会、文化などの環境(コンテキスト)が関与していることを全人的に理解し、患者、家族が豊かな人生を送れるように、コミュニケーションを重視した診療・ケアを提供する。
2. 総合診療の現場では、疾患のごく初期の未分化で多様な訴えに対する適切な臨床推論に基づく診断・治療から、複数の慢性疾患の管理や複雑な健康問題に対する対処、更には健康増進や予防医療まで、多様な健康問題に対する包括的なアプローチが求められる。そうした包括的なアプローチは断片的に提供されるのではなく、地域に対する医療機関としての継続性、更には診療の継続性に基づく医師・患者の信頼関係を通じて、一貫性をもった統合的な形で提供される。
3. 多様な健康問題に的確に対応するためには、地域の多職種との良好な連携体制の中での適切なリーダーシップの発揮に加えて、医療機関同士あるいは医療・介護サービス間での円滑な切れ目ない連携も欠かせない。更に、所属する医療機関内の良好な連携のとれた運営体制は質の高い診療の基盤となり、そのマネジメントは不断に行う必要がある。
4. 地域包括ケア推進の担い手として積極的な役割を果たしつつ、医療機関を受診していない方も含む全住民を対象とした保健・医療・介護・福祉事業への積極的な参画と同時に、地域ニーズに応じた優先度の高い健康関連問題の積極的な把握と体系的なアプローチを通じて、地域全体の健康向上に寄与する。

5. 総合診療専門医は日本の総合診療の現場が外来・救急・病棟・在宅と多様であることを踏まえて、その能力を場に応じて柔軟に適用することが求められ、その際には各現場に応じた多様な対応能力が求められる。
6. 繰り返し必要となる知識を身につけ、臨床疫学的知見を基盤としながらも、常に重大ないし緊急な病態に注意した推論を実践する。

2) 専門技能(診察、検査、診断、処置、手術など)

総合診療の専門技能は以下の5領域で構成されます。

1. 外来・救急・病棟・在宅という多様な総合診療の現場で遭遇する一般的な症候及び疾患への評価及び治療に必要な身体診察及び検査・治療手技
2. 患者との円滑な対話と医師・患者の信頼関係の構築を土台として、患者中心の医療面接を行い、複雑な人間関係や環境の問題に対応するためのコミュニケーション技法
3. 診療情報の継続性を保ち、自己省察や学術的利用に耐えうるように、過不足なく適切な診療記録を記載し、他の医療・介護・福祉関連施設に紹介するときには、患者の診療情報を適切に診療情報提供書へ記載して速やかに情報提供することができる能力
4. 生涯学習のために、情報技術(information technology; IT)を適切に用いたり、地域ニーズに応じた技能の修練を行ったり、人的ネットワークを構築することができる能力
5. 診療所・中小病院において基本的な医療機器や人材などの管理ができ、スタッフとの協働において適切なリーダーシップの提供を通じてチームの力を最大限に発揮させる能力

3) 経験すべき疾患・病態

以下の経験目標については一律に症例数で規定しておらず、各項目に応じた到達段階を満たすことが求められます。(研修手帳参照)

なお、この項目以降での経験の要求水準としては、「一般的なケースで、自ら判断して対応あるいは実施できたこと」とします。

1. 以下に示す一般的な症候に対し、臨床推論に基づく鑑別診断および、他の専門医へのコンサルテーションを含む初期対応を適切に実施し、問題解決に結びつける経験をする。(全て必須)

・ショック	・急性中毒	・意識障害	・疲労・全身倦怠感	・心肺停止
・呼吸困難	・身体機能の低下	・不眠	・食欲不振	・体重減少・るいそう
・体重増加・肥満	・浮腫	・リンパ節腫脹	・発疹	・黄疸
・発熱	・認知能の障害	・頭痛	・めまい	・失神
・言語障害	・けいれん発作	・視力障害・視野狭窄	・目の充血	・聴力障害・耳痛
・鼻漏・鼻閉	・鼻出血	・嘔声	・胸痛	・動悸
・咳・痰	・咽頭痛	・誤嚥	・誤飲	・嚥下困難
・吐血・下血	・嘔気・嘔吐	・胸やけ	・腹痛	・便通異常
・肛門・会陰部痛	・熱傷	・外傷	・褥瘡	・背部痛
・腰痛	・関節痛	・歩行障害	・四肢のしびれ	・肉眼的血尿
・排尿障害(尿失禁・排尿困難)		・乏尿・尿閉	・多尿	・不安
・気分の障害(うつ)		・興奮	・女性特有の訴え・症状	
・妊婦の訴え・症状		・成長・発達の障害		

2. 以下に示す一般的な疾患・病態について、必要に応じて他の専門医・医療職と連携をとりながら、適切なマネジメントを経験する。(必須項目のカテゴリーのみ掲載)

・貧血	・脳・脊髄血管障害	・脳・脊髄外傷	・変性疾患	・脳炎・脊髄炎
・一次性頭痛	・湿疹・皮膚炎群	・蕁麻疹	・薬疹	・皮膚感染症
・骨折	・関節・靱帯の損傷及び障害		・骨粗鬆症	・脊柱障害
・心不全	・狭心症・心筋梗塞	・不整脈	・動脈疾患	
・静脈・リンパ管疾患		・高血圧症	・呼吸不全	・呼吸器感染症
・閉塞性・拘束性肺疾患		・異常呼吸	・胸膜・縦隔・横隔膜疾患	
・食道・胃・十二指腸疾患		・小腸・大腸疾患	・胆嚢・胆管疾患	・肝疾患
・脾臓疾患	・腹壁・腹膜疾患	・腎不全	・全身疾患による腎障害	
・泌尿器科的腎・尿路疾患		・妊婦・授乳婦・褥婦のケア		
・女性生殖器およびその関連疾患		・男性生殖器疾患	・甲状腺疾患	・糖代謝異常
・脂質異常症	・蛋白および核酸代謝異常		・角結膜炎	・中耳炎
・急性・慢性副鼻腔炎		・アレルギー性鼻炎	・認知症	
・依存症(アルコール依存・ニコチン依存)			・うつ病	・不安障害
・身体症状症(身体表現性障害)		・適応障害		・不眠症
・ウイルス感染症	・細菌感染症	・膠原病とその合併症		・中毒
・アナフィラキシー	・熱傷	・小児ウイルス感染	・小児細菌感染症	・小児喘息
・小児虐待の評価	・高齢者総合機能評価	・老年症候群	・維持治療期の悪性腫瘍	
・緩和ケア				

※ 詳細は資料「研修目標及び研修の場」を参照

4) 経験すべき診察・検査等

以下に示す、総合診療の現場で遭遇する一般的な症候及び疾患への評価及び治療に必要な身体診察及び検査を経験します。なお、下記の経験目標については一律に症例数や経験数で規定しておらず、各項目に応じた到達段階を満たすことが求められます。(研修手帳参照)

(ア) 身体診察

- ① 小児の一般的身体診察及び乳幼児の発達スクリーニング診察
- ② 成人患者への身体診察(直腸、前立腺、陰茎、精巣、鼠径、乳房、筋骨格系、神経系、皮膚を含む)
- ③ 高齢患者への高齢者機能評価を目的とした身体診察(歩行機能、転倒・骨折リスク評価など)や認知機能検査(HDS-R、MMSEなど)
- ④ 耳鏡・鼻鏡・眼底鏡による診察
- ⑤ 死亡診断を実施し、死亡診断書を作成

(イ) 検査

- ① 各種の採血法(静脈血・動脈血)、簡易機器による血液検査・簡易血糖測定・簡易凝固能検査
- ② 採尿法(導尿法を含む)
- ③ 注射法(皮内・皮下・筋肉・静脈内・点滴・成人及び小児の静脈確保法、中心静脈確保法)
- ④ 穿刺法(腰椎・膝関節・肩関節・胸腔・腹腔・骨髄を含む)
- ⑤ 単純X線検査(胸部・腹部・KUB・骨格系を中心に)
- ⑥ 心電図検査・ホルター心電図検査・負荷心電図検査
- ⑦ 超音波検査(腹部・表在・心臓・下肢静脈)

- ⑧ 生体標本(喀痰、尿、皮膚等)に対する顕微鏡的診断
- ⑨ 呼吸機能検査
- ⑩ オージオメトリーによる聴力評価及び視力検査表による視力評価
- ⑪ 頭・頸・胸部単純CT、腹部単純・造影CT

※ 詳細は資料「研修目標及び研修の場」を参照

5) 経験すべき手術・処置等

以下に示す、総合診療の現場で遭遇する一般的な症候及び疾患への評価及び治療に必要な治療手技を経験します。
なお、下記については一律に経験数で規定しておらず、各項目に応じた到達段階を満たすことが求められます。

(研修手帳 参照)

(ア) 救急処置

- ① 新生児、幼児、小児の心肺蘇生法(PALS)
- ② 成人心肺蘇生法(ICLSまたはACLS)または内科救急・ICLS講習会(JMECC)
- ③ 病院前外傷救護法(PTLS)

(イ) 薬物治療

- ① 使用頻度の多い薬剤の副作用・相互作用・形状・薬価・保険適応を理解して処方することができる。
- ② 適切な処方箋を記載し発行できる。
- ③ 処方、調剤方法の工夫ができる。
- ④ 調剤薬局との連携ができる。
- ⑤ 麻薬管理ができる。

(ウ) 治療手技・小手術

・簡単な切開・異物摘出・ドレナージ	・止血・縫合法及び閉鎖療法
・簡単な脱臼の整復、包帯・副木・ギブス法	・局所麻酔(手指のブロック注射を含む)
・トリガーポイント注射	・関節注射(膝関節・肩関節等)
・静脈ルート確保および輸液管理(IVH 含め)	・経鼻胃管及びイレウス管の挿入と管理
・導尿及び尿道留置カテーテル・膀胱瘻カテーテル留置及び交換、胃瘻カテーテルの交換と管理	
・褥瘡に対する被覆治療およびデブリードマン	・在宅酸素療法の導入と管理
・人工呼吸器の導入と管理	
・各種ブロック注射(仙骨硬膜外ブロック・正中神経ブロック等)	
・輸血法(血液型・交差適合試験の判定や在宅輸血のガイドラインを含む)	
・小手術(局所麻酔下での簡単な切開・摘出・止血・縫合法滅菌・消毒法)	
・包帯・テーピング・副木・ギブス等による固定法	・穿刺法(胸腔穿刺・腹腔穿刺・骨髄穿刺等)
・鼻出血の一時的止血	・耳垢除去、外耳道異物除去
・咽喉頭異物の除去(間接喉頭鏡、上部消化管内視鏡などを使用)	
・睫毛除去	

※ 詳細は資料「研修目標及び研修の場」を参照

4. 各種カンファレンスなどによる知識・技能の習得

職務を通じた学習において、総合診療の様々な理論やモデルを踏まえながら経験そのものを省察して能力向上を図るプロセスにおいて各種カンファレンスを活用した学習は非常に重要です。主として、外来・在宅・病棟の3つの場面でカンファレンスを活発に開催します。

(ア) 外来医療

幅広い症例を経験し、症例カンファレンスを通じた臨床推論や総合診療の専門的アプローチに関する議論などを通じて、総合診療への理解を深めていきます。

(イ) 在宅医療

症例カンファレンスを通じて学びを深め、多職種と連携して提供される在宅医療に特徴的な多職種カンファレンスについても積極的に参加し、連携の方法を学びます。

(ウ) 病棟医療

入院担当患者の症例提示と教育的フィードバックを受ける回診及び多職種を含む病棟カンファレンスを通じて診断・検査・治療・退院支援・地域連携のプロセスに関する理解を深めます。

5. 学問的姿勢について

専攻医には、以下の2つの学問的姿勢が求められます。

- 常に標準以上の診療能力を維持し、さらに向上させるために、ワークライフバランスを保ちつつも、生涯にわたり自己研鑽を積む習慣を身につける。
- 総合診療の発展に貢献するために、教育者あるいは研究者として啓発活動や学術活動を継続する習慣を身につける。

この実現のために、具体的には下記の研修目標の達成を目指します。

1. 教育

- 1) 学生・研修医に対して1対1の教育をおこなうことができる。
- 2) 学生・研修医向けにテーマ別の教育目的のセッションを企画・実施・評価・改善することができる。
- 3) 専門職連携教育(総合診療を実施する上で連携する多職種に対する教育)を提供することができる。

2. 研究

- 1) 日々の臨床の中から研究課題を見つけ出すという、総合診療や地域医療における研究の意義を理解し、症例報告や臨床研究を様々な形で実践できる。
- 2) 量的研究(疫学研究など)、質的研究双方の方法と特長について理解し、批判的に吟味でき、各種研究成果を自らの診療に活かすことができる。

この項目の詳細は、総合診療専門医 専門研修カリキュラムに記載されています。

また、専攻医は原則として学術活動に携わる必要があり、学術大会等での発表(筆頭に限る)及び論文発表(共同著者を含む)を行うことが求められます。

6. 医師に必要な資質・能力、倫理性、社会性などについて

総合診療専攻医は以下4項目の実践を目指して研修をおこないます。

1. 医師としての倫理観や説明責任はもちろんのこと、総合診療医としての専門性を自覚しながら日々の診療にあたることができる。
2. 安全管理(医療事故、感染症、廃棄物、放射線など)を行うことができる。
3. 地域の現状から見出される優先度の高い健康関連問題を把握し、その解決に対して各種会議への参加や住民組織との協働、あるいは地域ニーズに応じた自らの診療の継続や変容を通じて貢献できる。
4. へき地・離島、被災地、医療資源に乏しい地域、あるいは医療アクセスが困難な地域でも、可能な限りの医療・ケアを率先して提供できる。

7. 施設群による研修PGおよび地域医療についての考え方

本研修PGでは県立広島病院総合診療科・感染症科を基幹施設とし、地域の連携施設とともに施設群を構成しています。専攻医はこれらの施設群をローテートすることにより、多彩で偏りのない充実した研修を行うことが可能となります。ローテート研修にあたっては下記の構成となります。

- (1) 総合診療専門研修は診療所・中小病院における総合診療専門研修Ⅰと病院総合診療部門における総合診療専門研修Ⅱで構成されます。当PGでは県立広島病院、庄原赤十字病院又は沖縄県立南部医療センター・こども医療センターにおいて総合診療専門研修Ⅱを6ヶ月、県立安芸津病院、安芸太田病院、雄鹿原診療所、公立みつぎ総合病院又は神石高原町立病院のいずれかで総合診療専門研修Ⅰを12ヶ月、合計で18ヶ月の研修を行います。
- (2) 必須領域別研修として、県立広島病院、庄原赤十字病院又は沖縄県立南部医療センター・こども医療センターにて内科12ヶ月、県立広島病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターにて小児科3ヶ月、救急科3ヶ月の研修を行います。
- (3) その他の領域別研修として、基幹病院である県立広島病院の総合診療科・感染症科に籍を置きながら、各診療科(外科・整形外科・産婦人科・皮膚科・耳鼻咽喉科・眼科・精神神経科など)に協力を求め、総合診療専門医研修での認定に必要な疾患や症状を経験できるように研修を行うことが可能です。各専門科での研修が実りあるものとなるようにバックアップ体制が構築されています。専攻医の意向を踏まえて決定します。

施設群における研修の順序、期間等については、原則的に図2で示すような形で実施しますが、総合診療専攻医の総数、個々の総合診療専攻医の希望と研修進捗状況、各病院の状況、地域の医療体制を勘案して、本研修PG管理委員会が決定します。

8. 専門研修PGの施設群について

本研修PGは基幹施設1、連携施設5、特別連携施設2の合計8施設の施設群で構成されます。

各施設の診療実績や医師の配属状況は、11. 研修施設の概要を参照して下さい。

◎専門研修基幹施設

県立広島病院総合診療科・感染症科が専門研修基幹施設となります。

◎専門研修連携施設

本研修PGの施設群を構成する専門研修連携施設は以下の通りです。全て、診療実績基準と所定の施設基準を満たしています

【県立安芸津病院】

旧安芸津町、竹原市、大崎上島町等隣接地域を医療圏とする公立の中核病院である。救急医療、急性期、慢性期、在宅医療まで総合診療を学ぶ上で幅広い症例に恵まれている。地域の医療機関や福祉・行政などと協力し、在宅療養を支援するしくみを構築している。これまでも県立広島病院の初期研修医の1か月間の地域医療研修を継続して引き受けてきた実績があり、医学教育に実績がある。

【安芸太田病院】

広島県西北中山間地域にある公立のへき地医療拠点病院である。医療圏は安芸太田町を中心に北広島町芸北地区、廿日市市吉和地区、広島市湯来地区等、広島市西北部全体、面積にすると約600km²、広島市の2/3の広さがある。この広大な地域において一定以上の医療水準を保ちながら、救急指定病院としての役割とかかりつけ医の役割を担っている。保健・医療・福祉統括センターを病院に併設し、医療、介護、福祉の一貫したサービスを目指している。これまでも県立広島病院の初期研修医の1か月間の地域医療研修、広島大学医学生の地域医療システム学実習を継続して引き受けてきた実績がある。地域包括ケア病床、療養病床を有しており、急性期から慢性期疾患の研鑽にも適している。総合診療を学ぶ上で幅広い症例に恵まれている。

【北広島町雄鹿原診療所】

北広島町芸北地区を主な医療圏の公立診療所である。八幡診療所(雄鹿原診療所から約10km)と連携して、地域医療を実践している。地域をあげて健康増進と予防を実践している。往診、在宅看取りなども積極的に行っており、地域に根ざした医療、介護、福祉を実践している。総合診療を学ぶ環境が整っている。医学生や初期研修医を含む医師の研修を受けてきた実績がある。

【庄原赤十字病院】

広島県北東部、中国地方のほぼ中央に位置している、近畿以西では最大の広さである庄原市にあり、許可病床数248床、広島県北部の中山間地域において、地域の中核病院として機能しており、“地域医療の砦”として、急性期から慢性期まで日々医療に取り組んでいます。

また、臨床研修協力型病院として、毎年様々な基幹病院からの初期研修医の受け入れや、大学医学部から地域医療実習の受け入れ等を行い、教育研修の実績もあります。

【公立みつぎ総合病院】

地域の中核病院として急性期医療はもちろんのこと回復期、維持期(生活期)、更には在宅医療・ケア(在宅緩和ケア・訪問リハ・在宅歯科診療・在宅NSTなど)を含めた地域医療(包括医療・ケア)を行い、全国にさがかけて保健(予防)・医療・

介護・福祉の連携による地域包括ケアシステムを構築している。中でも在宅ケアによる寝たきりゼロ作戦を昭和49年我が国ではじめて実施し、今日に至っている。また介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、リハビリテーションセンター、ケアハウス、グループホームを具備した保健福祉総合施設を有し、また6床の緩和ケア病棟も有している。

リハビリテーションでは、回復期リハビリ病棟72床を有し、急性期・回復期・維持期・地域リハビリテーションのいずれにも対応できるよう力をいれており、尾三圏域の地域リハビリテーション広域支援センターとして指定されており、行政と一体となった保健福祉センターを併設し、住民へ保健(予防)・医療・介護・福祉サービスを総合的、且つ積極的に提供している。その他人間ドックも含めた健診事業にも力を注いでいる。これらのことは、地域医療介護総合確保推進法の内容そのものであり、我が国はじめての地域包括ケアシステム構築のルーツといえる。

【神石高原町立病院】

地域密着型の病院として、初期救急医療から、慢性期医療、在宅医療まで幅広い医療を行っている。高齢化及び人口減少を抱えた神石高原町で、保健・医療・福祉の垣根を超えた地域包括ケアの構築を実践している。

今後も、情報技術を活用した医療のICT化を適切に活用しながら、福山・府中二次保健医療圏の基幹病院等と緊密に連携し、健全な病院経営と良質な医療サービスを提供し、『地域の皆さまに愛され信頼される、地域に開かれた病院の構築』を目指している。

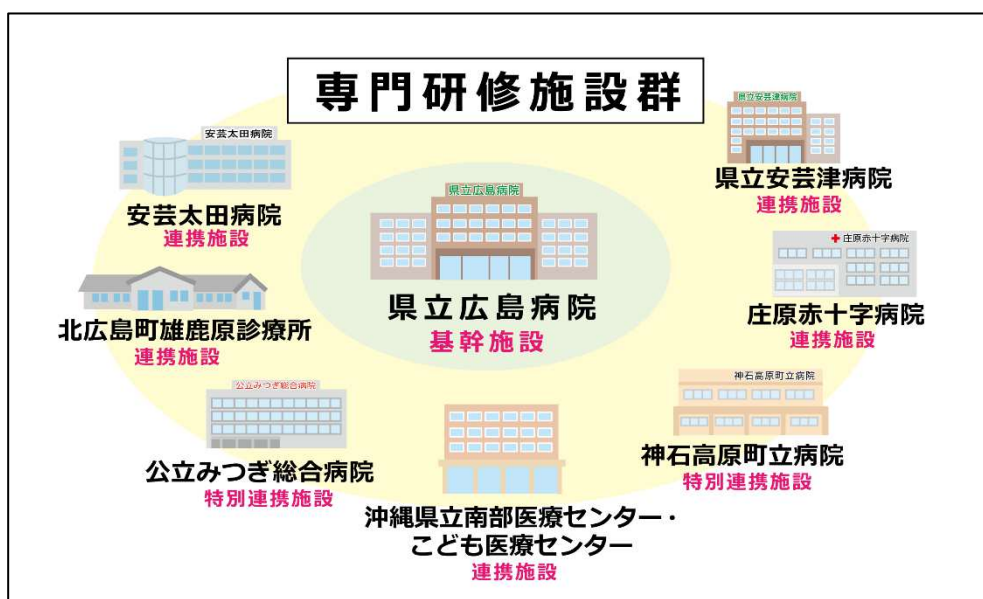
【沖縄県立南部医療センター・こども医療センター】

プライマリ・ケアの研修を通して確かな医療倫理のもと患者中心・家族志向の医療、包括的で継続的な医療、地域のニーズに則した医療および保健・福祉へ協力できる医師の育成が目的です。沖縄県は離島県のため16の県立病院附属離島診療所があり一人医師として勤務されている。基本的にはこれら離島の診療に責任を持って携われる医師を育成するためのプログラムです。これに加え、この研修終了後には「離島医療」のみならず、総合診療専門医として日常遭遇する疾病や傷害等に対して適切な初期対応と必要に応じた継続的な診療を全人的に提供し、地域に即した疾病の予防、介護、看取りなど保健・医療・介護・福祉活動に取り組み全人的な「総合診療医」「家庭医」になる事を目指している。

専門研修施設群

基幹施設と連携施設により専門研修施設群を構成します。体制は図1のような形になります。

【図1: 研修体制】



◎専門研修施設群の地理的範囲

本研修PGの専門研修施設群は広島県及び沖縄県にあります。施設群の中には、地域中核病院や地域中小病院、診療所が入っています。

9. 専攻医の受け入れ数について

各専門研修施設における年度毎の専攻医数の上限は、当該年度の総合診療専門研修Ⅰ及びⅡを提供する施設で指導にあたる総合診療専門研修特任指導医×2です。3学年の総数は総合診療専門研修特任指導医×6です。本研修PGIにおける専攻医受け入れ可能人数は、基幹施設および連携施設の受け入れ可能人数を合算したものです。

また、総合診療専門研修において、同時期に受け入れできる専攻医の数は、指導を担当する総合診療専門研修特任指導医1名に対して3名までとしています。受入専攻医数は施設群が専攻医の必要経験数を十分に提供でき、質の高い研修を保证するためのものです。

内科研修については、1人の内科指導医が同時に受け持つことができる専攻医は、原則、内科領域と総合診療を合わせて3名までとします。ただし、地域の事情やプログラム構築上の制約によって、これを超える人数を指導する必要がある場合は、専攻医の受け持ちを1名分まで追加を許容し、4名までは認められるとなっています。

小児科領域と救急科領域を含むその他の診療科のローテーション研修においては、各科の研修を行う総合診療専攻医については各科の指導医の指導可能専攻医数(同時に最大3名まで)には含めないことになっています。しかし、総合診療専攻医が各科専攻医と同時に各科のローテーション研修を受ける場合には、臨床経験と指導の質を確保するために、実態として適切に指導できる人数までに(合計の人数が過剰にならないよう)調整することが必要とされています。これについては、総合診療専門研修プログラムのプログラム統括責任者と各科の指導医の間で事前に調整を行うことになっています。

以上のことから、本プログラム内では毎年の専攻医の定数を3名と定めております。

10. 施設群における専門研修コースについて

図2に本研修PGの施設群による研修コース例を示します。

【図2:標準的なローテーション案(参考)】

1 年 目	後期研修 県立広島病院、庄原赤十字病院	
	必須領域別研修 内科(12ヶ月)	
2 年 目	後期研修 県立広島病院、沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	
	総合診療専門研修Ⅱ(6ヶ月)	必須領域別研修 小児科(3ヶ月)、救急科(3ヶ月)
3 年 目	後期研修 県立安芸津病院、安芸太田病院、雄鹿原診療所 公立みつぎ総合病院、神石高原町立病院	
	総合診療専門研修Ⅰ(12ヶ月)	

本例では、後期研修1年目は、基幹施設である県立広島病院での内科研修、後期研修2年目は県立広島病院での総合診療専門研修Ⅱ・小児科・救急科の領域別必修研修を行うこととしております。なお、庄原赤十字病院では、内科研修、総合診療専門研修Ⅱ、沖縄県立南部医療センター・こども医療センターでは、内科研修、総合診療専門研修Ⅱ、小児科、救急科の研修を行うことが可能です。他の専門研修との関連や病院間での調整のため、各専攻医で時期の調整を行うことがあります。

また、基幹病院において、可能な限り、総合診療専門研修での認定に必要な疾患や症状を経験できるように、県立広島病院の総合診療科・感染症科に籍を置きながら、各診療科（外科・整形外科・産婦人科・皮膚科・耳鼻咽喉科・眼科・精神神経科など）に協力を求め、充実した研修を行うことを考えています。専攻医の意向を踏まえて決定します。

総合診療研修において経験すべき疾患の中には、精神神経科疾患、耳鼻科疾患、整形外科疾患、皮膚疾患、妊娠分娩など多岐にわたる疾患を経験すべきこととなっております。総合診療科・感染症科での研修の中で経験できる疾患が多いものの、どうしても総合診療科・感染症科での研修のみで経験はできない疾患が生じることが想定され、他の専門研修科との連携が不可欠と考えております。病院でのバックアップ体制を構築しています。小児疾患などについては、経験すべき疾患などが十分に経験しにくい場合などは、病診連携を行っている近隣の小児科クリニックなどのご協力を得て、有意義な研修が行えるように配慮することも検討しています。

研修3年目は県立安芸津病院、安芸太田病院、雄鹿原診療所、みつぎ総合病院、神石高原町立病院のいずれかで12ヶ月の総合診療専門研修Ⅰを行います。地域の現場で、総合診療専門医になるための知識と技能を習得していただきます。

本研修PGの研修期間は3年間としていますが、修得が不十分な場合は修得できるまでの期間を延長することになります。

11. 研修施設の概要

◎県立広島病院

◆専門医・指導医数◆

- ・総合診療専門研修特任指導医 4名(うち、プライマリ・ケア連合学会認定医・指導医1名)
- ・内科専門医 31名
- ・小児科専門医 5名
- ・救急科専門医 5名

◆診療科・患者数◆

- ・総合診療科・感染症科:のべ外来患者数 287名/月、入院患者総数 55名/月
- ・内科:入院患者総数 524名/月
- ・小児科:のべ外来患者数 936名/月
- ・救急科:救急による搬送等の件数 7,757件/年

◆病院の特徴◆

県立広島病院は、救命救急センター、エイズ治療拠点病院、基幹災害拠点病院、地域医療支援病院、がん診療連携拠点病院、総合周産期母子医療センターなどの指定を受け、中核的・先進的高度医療機関として各種専門医療を提供しています。広汎な初期から三次までの救急医療や高度医療を提供しています。年々医療は高度化し、医師の専門化が進む中、当院は、712床を有する専門医療を主体とした広島県の基幹病院であり、臓器別に非常に専門的な知識と技能を持つ専門科医師が最先端の診療にあたっています。

《総合診療科・感染症科》

患者さんの抱える問題解決のために、問診と診察に時間をかけ、「包括的な切り口での診療」を心がけるとともに、受診理由、受診動機から医学的に診た問題点を明らかにし、患者さんと一緒に問題解決を行うようにしています。

当科は平成8年に、広島県の中でさきがけ的な存在として開設されました(当時の科名は「総合診療科」)。特定の臓器に限定しない幅広い疾患に対する初診を中心に外来診療や救急診療を行っています。単なる振り分け外来の立場ではなく、一歩踏み込んで専門科にまたがる問題や心因的な要因や社会的な背景をかかえる患者に対する幅広い診療を行っています。当科で完結可能な疾患に対しては、初期治療、入院治療、在宅や医療施設への連携を含めた医療を提供しています。もしも専門性の高い治療や手術、処置が必要と判断された場合は、救急科や専門科への連携を行い、患者満足度の高い医療の提供を心がけています。

初期臨床研修医の内科研修プログラムの中で総合診療科研修は必修化されており、特に医学教育には力を入れています。初期研修を修了した後の後期研修医の教育も行っています。当科スタッフの一部は、長年、へき地医療支援室のスタッフとしても活動しており、広島県の地域医療施設と連携し、地域での医療を支援しています。

《内科》

循環器内科、消化器内科・内視鏡内科、呼吸器内科、脳神経内科、腎臓内科、糖尿病・内分泌内科、リウマチ科、臨床腫瘍科を持ち、地域での先進的な医療を提供しています。一次、二次救急にも力を入れています。三次救急を行う救急科とも連携しています。

《小児科》

幅広い外来診療、病棟診療を提供しています。さらに、新生児科・小児腎臓内科、小児感覚器科などの専門性の高い診療科も有しており、広島県内のみならず県外からも受療されています。県立広島病院における小児科研修(3か月)については、可能であれば、ウイルス感染症などの増加する冬季に行うなどが望ましいと考えています。県立広島病院小児科での研修で、小児領域の総合診療で経験すべき疾患が経験できるように研修を予定しますが、もしも十分に経験で

きない場合などは、病診連携を行っている近隣の小児科クリニックなどの協力を得て、経験すべき症例の研修を行うことも検討しています。

《救急科》

救命救急センターを設置し、広島県における三次医療の砦の役割を果たしています。高度外傷への救急医療からER診療まで幅広い救急医療を行っています。以前から、初期臨床研修において必修化されており、研修医教育に力を入れています。また、BSL、ACLSなどの講習活動も盛んに行われています。救急科研修(3か月)については、可能であれば、虚血性心疾患をはじめとする心臓血管疾患や脳血管障害などの3次救急搬入患者が増加する冬季に行うなどの配慮も考えています。

◎県立安芸津病院

◆専門医・指導医数◆

・総合診療専門研修指導医 1名

◆診療科・患者数◆

病床98床(一般98床)

のべ外来患者数(内科・小児科) 1,839 人／月、のべ訪問診療件数 12.8 件／月

◆病院の特徴◆

県立安芸津病院は、「地域に密着した病院」を目指して、病院での入院治療だけでなく、退院後も地域で安心して生活できるように、地域の医療機関や福祉・行政などと協力して、在宅療養を支援している。

退院支援、訪問看護、訪問リハビリ、訪問診療などの取組により、急性期医療から、回復期、慢性期、さらに在宅医療・介護まで、一連のサービスが切れ目なく提供され、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指して、急変時のバックアップを行うと同時に、退院後の生活設計にまで支援を広げている。

また、「地域に密着した病院」として、高齢化社会における「健康長寿」の地域づくりを支援するため、医療公開講座やミニ講演会などにより、病気の予防や、健康を維持する方法などの話題を取り上げ、健康に対する意識を向上させ、予防医療の推進にも取り組んでいる。

◎安芸太田病院

◆専門医・指導医数◆

プライマリ・ケア連合学会認定医・指導医(総合診療専門研修特任指導医) 1名

◆診療科・患者数◆

病床 105 床(地域包括ケア 53 床、療養 52 床)

のべ外来患者数 4,301 名／月、のべ訪問診療件数 20 件／月

◆病院の特徴◆

町における唯一の公立病院として外来・救急・病棟診療を中心に、多くの町民にとってかかりつけ医療機関としての機能を果たしている。小児から高齢者までの幅広い患者層を持ち、栄養士を中心とした生活習慣病への介入を近年強化している。病院の隣接した保健・医療・福祉統括センターでは町の行政機関が存在し、保健師と連携した予防事業や

健康づくり事業等は一定の成果を収めている。町に存在する特別養護老人ホームの嘱託医や学校医等職責も果たしている。

◎北広島町雄鹿原診療所

◆専門医・指導医数◆

プライマリ・ケア連合学会認定医・指導医 1名

◆診療科・患者数◆

病床0床（一般0床、療養0床）

のべ外来患者数 700名／月、のべ訪問診療件数 30件／月

◆診療所の特徴◆

広島県北西部、山県郡北広島町芸北地域に位置する芸北ホリスティックセンターは医療、保健、福祉が一体となったいわゆる総合施設で、医療部門として雄鹿原診療所、歯科診療所に加え、北広島町八幡診療所も運営している。

中山間地の無床診療所ではあるが、約2500人が住む地域全体を視野に入れた地域包括ケアの中心施設として機能している。健康増進、保健活動からプライマリ・ケアを提供する外来診療、在宅や施設への訪問診療を行っている。特に多職種連携による地域包括ケアシステム構築を推進し、住み慣れた地域で最後まで暮らすことをテーマに住民教育も行っている。

◎庄原赤十字病院

◆専門医・指導医数◆

総合診療専門研修特任指導医 3名（日本プライマリ・ケア連合学会認定指導医3名） 内科指導医8名

◆診療科・患者数◆

標榜診療科22科

許可病床数248床（一般205床、療養病床41床、感染症病床2床）

入院患者数（延数）69,761人（1日平均200.3人）、外来患者数（延数）114,747人（1日平均458.5人）

◆病院の特徴◆

庄原赤十字病院では、救急医療・急性期医療・回復期医療・慢性期医療・在宅医療の全てを行っており、高度集中治療などから在宅医療まで各医師が一貫して受け持つことを特徴としています。

また、当院は庄原市内の唯一の総合病院として、年間1,400台を超す救急車等により、6,000人余りの救急患者の受け入れを行っています。

庄原市内には医療機関が少ないため、様々な愁訴を持った患者が当院を受診されます。

総合診療科・内科は、そのような患者の初診外来を担っており、内因性疾患の診断・治療のみならず、他科疾患に対する初期対応を行い、必要に応じて各専門科に紹介しています。どのような訴えにもまず耳を傾けることで、地域に開かれた包括的な外来診療を目指しています。

特に、庄原市は広島県内で最も無医地区が多い地域であることから、移動巡回診療車による無医地区の巡回診療や地域の診療所での診療支援、福祉施設の往診なども行っています。

◎公立みつぎ総合病院

◆専門医・指導医数◆

総合診療専門研修特任指導医3名、地域総合診療専門研修指導医3名（国診協認定の地域包括医療・ケア認定医）、

内科指導医2名、総合内科専門医3名

◆診療科・患者数◆

病院病床数240床（一般病棟84床、地域包括ケア病棟55床、緩和ケア病棟6床、回復期リハビリテーション病棟72床、医療療養病棟23床）

1日平均外来患者数496.2人（2024年度）、1日平均入院患者数182.5人（2024年度）

◆病院の特徴◆

当院は、地域の中核病院として急性期医療はもちろんのこと回復期、維持期（生活期）、更には在宅医療・ケア（在宅緩和ケア・訪問リハ・在宅歯科診療・在宅NSTなど）を含めた地域医療（包括医療・ケア）を行い、全国にさきがけて保健（予防）・医療・介護・福祉の連携による地域包括ケアシステムを構築している。中でも在宅ケアによる寝たきりゼロ作戦を昭和49年我が国ではじめて実施し、今日に至っている。また介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、リハビリテーションセンター、ケアハウス、グループホームを具備した保健福祉総合施設を有し、また6床の緩和ケア病棟も有している。

リハビリテーションでは、回復期リハビリ病棟72床を有し、急性期・回復期・維持期・地域リハビリテーションのいずれにも対応できるよう力をいれており、尾三圏域の地域リハビリテーション広域支援センターとして指定されており、行政と一体となった保健福祉センターを併設し、住民へ保健（予防）・医療・介護・福祉サービスを総合的、且つ積極的に提供している。その他人間ドックも含めた健診事業にも力を注いでいる。これらのことは、地域医療介護総合確保推進法の内容そのものであり、我が国はじめての地域包括ケアシステム構築のルーツといえる。

◎沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

◆専門医・指導医数◆

- ・総合診療専門研修指導医 5名
- ・総合診療専門研修特任指導医 5名
- ・内科専門研修指導医 22名
- ・小児科認定指導医 16名
- ・救急科専門医 10名

◆診療科・患者数◆

病床444床（一般433床）

のべ外来患者数（内科・小児科）7,241人／月、のべ訪問診療件数 2件／月

◆病院の特徴◆

平成18年4月に開院した沖縄県の基幹の病院で、こども病院機能を併設した総合病院である。成人の内科系・外科系疾患管理の基幹病院であると同時に、救命救急センターは2次・3次救急医療を中心に那覇・南部医療圏の救急医療を担い、併設の小児医療センター、総合周産期母子医療センターが沖縄県全域の高度の周産期、小児医療を支えている。離島支援センターは16カ所の県立診療所や離島病院とともに離島医療の支援を行っている。また、精神身体合併症の受け入れ、身体障害児の歯科治療など多岐にわたる機能を備えている。

12. 専門研修の評価について

専門研修中の専攻医と指導医の相互評価は施設群による研修とともに専門研修PGの根幹となるものです。

以下に、「振り返り」、「経験省察研修録作成」、「研修目標と自己評価」の三点を説明します。

1) 振り返り

多科ローテーションが必要な総合診療専門研修においては3年間を通じて専攻医の研修状況の進捗を切れ目なく継続的に把握するシステムが重要です。具体的には、研修手帳の記録及び定期的な指導医との振り返りセッションを1～数ヶ月おきに定期的に行います。その際に、日時と振り返りの主要内容について記録を残します。また、年次の最後には、1年の振り返りを行い、指導医からの形式的な評価を研修手帳に記録します。

2) 経験省察研修録作成

常に到達目標を見据えた研修を促すため、経験省察研修録(学習者がある領域に関して最良の学びを得たり、最高の能力を発揮できた症例・事例に関する経験と省察の記録)作成の支援を通じた指導を行います。専攻医には詳細20事例、簡易20事例の経験省察研修録を作成することが求められますので、指導医は定期的な研修の振り返りの際に、経験省察研修録作成状況を確認し適切な指導を提供します。また、施設内外にて作成した経験省察研修録の発表会を行います。

なお、経験省察研修録の該当領域については研修目標にある7つの資質・能力に基づいて設定しており、詳細は研修手帳にあります。

3) 研修目標と自己評価

専攻医には研修目標の各項目の達成段階について、研修手帳を用いて自己評価を行うことが求められます。指導医は、定期的な研修の振り返りの際に、研修目標の達成段階を確認し適切な指導を提供します。また、年次の最後には、進捗状況に関する総括的な確認を行い、現状と課題に関するコメントを記録します。

また、上記の三点以外にも、実際の業務に基づいた評価(Workplace-based assessment)として、短縮版臨床評価テスト(Mini-CEX)等を利用した診療場面の直接観察やケースに基づくディスカッション(Case-based discussion)を定期的に行います。また、多職種による360度評価を各ローテーション終了時等、適宜実施します。

更に、年に複数回、他の専攻医との間で相互評価セッションを実施します。

最後に、ローテート研修における生活面も含めた各種サポートや学習の一貫性を担保するために専攻医にメンターを配置し定期的に支援するメンタリングシステムを構築します。メンタリングセッションは数ヶ月に一度程度を保証しています。

★内科ローテート研修中の評価

内科ローテート研修においては、症例登録・評価のため、内科領域で運用する専攻医登録評価システム(Web版研修手帳)による登録と評価を行います。これは期間は短くとも研修の質をできる限り内科専攻医と同じようにすることが総合診療専攻医と内科指導医双方にとって運用しやすいからです。

12ヶ月間の内科研修の中で、最低40例を目安として入院症例を受け持ち、その入院症例(主病名、主担当医)のうち、提出病歴要約として10件を登録します。分野別(消化器、循環器、呼吸器など)の登録数に所定の制約はありませんが、可能な限り幅広い異なる分野からの症例登録を推奨します。病歴要約については、同一症例、同一疾患の登録は避けてください。

提出された病歴要約の評価は、所定の評価方法により内科の担当指導医が行います。12ヶ月の内科研修終了時には、病歴要約評価を含め、技術・技能評価、専攻医の全体評価(多職種評価含む)の評価結果が専攻医登録・評価システムによりまとめられます。その評価結果を内科指導医が確認し、総合診療プログラムの統括責任者に報告されることとなります。

専攻医とプログラム統括責任者がその報告に基づいて、研修手帳の研修目標の達成段階を確認した上で、プログラム統括責任者がプログラム全体の評価制度に統合します。

★小児科及び救急科ローテート研修中の評価

小児科及び救急科のローテート研修においては、基本的に総合診療専門研修の研修手帳を活用しながら各診療科で遭遇するcommon diseaseをできるかぎり多く経験し、各診療科の指導医からの指導を受けます。

3ヶ月の小児科及び救急科の研修終了時には、各科の研修内容に関連した評価を各科の指導医が実施し、総合診療プログラムの統括責任者に報告することとなります。

専攻医とプログラム統括責任者がその報告に基づいて、研修手帳の研修目標の達成段階を確認した上で、プログラム統括責任者がプログラム全体の評価制度に統合します。

◎指導医のフィードバック法の学習(FD)

指導医は、経験省察研修録、短縮版臨床評価テスト、ケースに基づくディスカッション及び360度評価などの各種評価法を用いたフィードバック方法について、指導医資格を取得時に受講を義務づけている特任指導医講習会や医学教育のテキストを用いて学習を深めていきます。

13. 専攻医の就業環境について

基幹施設および連携施設の研修責任者とプログラム統括責任者は専攻医の労働環境改善と安全の保持に努めます。

専攻医の勤務時間、休日、当直、給与などの勤務条件については、労働基準法を遵守し、各施設の労使協定に従います。さらに、専攻医の心身の健康維持への配慮、当直業務と夜間診療業務の区別とそれぞれに対応した適切な対価を支払うこと、バックアップ体制、適切な休養などについて、勤務開始の時点で説明を行います。

研修年次毎に専攻医および指導医は専攻医指導施設に対する評価も行い、その内容は県立広島病院総合診療専門研修PG管理委員会に報告されますが、そこには労働時間、当直回数、給与など、労働条件についての内容が含まれます。

14. 専門研修PGの改善方法とサイトビジット(訪問調査)について

本研修PGでは専攻医からのフィードバックを重視してPGの改善を行うこととしています。

1) 専攻医による指導医および本研修PGに対する評価

専攻医は、年次毎に指導医、専攻医指導施設、本研修PGに対する評価を行います。また、指導医も専攻医指導施設、本研修PGに対する評価を行います。専攻医や指導医等からの評価は、専門研修PG管理委員会に提出され、専門研修PG管理委員会は本研修PGの改善に役立てます。このようなフィードバックによって本研修PGをより良いものに改善していきます。

なお、こうした評価内容は記録され、その内容によって専攻医に対する不利益が生じることはありません。

専門研修PG管理委員会は必要と判断した場合、専攻医指導施設の実地調査および指導を行います。評価にもとづいて何をどのように改善したかを記録し、毎年3月31日までに日本専門医機構に報告します。

また、専攻医が日本専門医機構に対して直接、指導医やプログラムの問題について報告し改善を促すこともできます。

2) 研修に対する監査(サイトビジット等)・調査への対応

本研修PGに対して日本専門医機構からサイトビジット(現地調査)が行われます。その評価にもとづいて専門研修PG管理委員会で本研修PGの改良を行います。本研修PG更新の際には、サイトビジットによる評価の結果と改良の方策について日本専門医機構に報告します。

また、同時に、総合診療専門研修プログラムの継続的改良を目的としたピアレビューとして、総合診療領域の複数のプログラム統括責任者が他の研修プログラムを訪問し観察・評価するサイトビジットを実施します。その際には専攻医に対する聞き取り調査なども行われる予定です。

15. 修了判定について

3年間の研修期間における研修記録にもとづいて、知識・技能・態度が専門医試験を受けるのにふさわしいものであるかどうか、症例経験数が日本専門医機構が要求する内容を満たしているものであるかどうかを、専門医認定申請年の5月末までに専門研修PG統括責任者または専門研修連携施設担当者が専門研修PG管理委員会において評価し、専門研修PG統括責任者が修了の判定をします。

その際、具体的には以下の4つの基準が評価されます。

- 1) 研修期間を満了し、かつ認定された研修施設で総合診療専門研修ⅠおよびⅡ各6ヶ月以上・合計18ヶ月以上、内科研修12ヶ月以上、小児科研修3ヶ月以上、救急科研修3ヶ月以上を行っていること。
- 2) 専攻医自身による自己評価と省察の記録、作成した経験省察研修録を通じて、到達目標がカリキュラムに定められた基準に到達していること
- 3) 研修手帳に記録された経験目標が全てカリキュラムに定められた基準に到達していること
- 4) 研修期間中複数回実施される、医師・看護師・事務員等の多職種による360度評価(コミュニケーション、チームワーク、公益に資する職業規範)の結果も重視する。

16. 専攻医が専門研修PGの修了に向けて行うべきこと

専攻医は研修手帳及び経験省察研修録を専門医認定申請年の4月末までに専門研修PG管理委員会に送付してください。専門研修PG管理委員会は5月末までに修了判定を行い、6月初めに研修修了証明書を専攻医に送付します。専攻医は日本専門医機構の総合診療専門医委員会に専門医認定試験受験の申請を行ってください。

17. Subspecialty領域との連続性について

様々な関連するSubspecialty領域については、連続性を持った研修が可能となるように、各領域と検討していくこととなりますので、その議論を参考に本研修PGでも計画していきます。

18. 総合診療研修の休止・中断・再開、延長、PG移動、PG辞退

(1) 休止・中断および再開

専攻医が次の1つに該当するときは、研修の休止・中断が認められます。

所属プログラムで定める研修期間のうち通算6ヶ月までは専門研修休止とし、研修期間の延長は不要とします。この場合、中断届、再開届の提出は不要です。

なお、内科・小児科・救急科・総合診療Ⅰ・Ⅱの必修研修においては、研修期間がそれぞれの規定の期間の2/3を下回らないようにします。

研修の再開まで通算6ヶ月を超える場合は専門研修中断となり、中断届を日本専門医機構へ提出します。また、専門研修を再開する場合は、再開届を日本専門医機構へ提出します。再開時は、原則として中断時と同じプログラムで専門研修を再開します。

(ア) 病気の療養

(イ) 産前・産後休業

(ウ) 育児休業

(エ) 介護休業

(オ) 大学院進学および留学

(カ) その他、やむを得ない理由

(2) 延長

妊娠、出産後など短時間雇用の形態での研修が必要な場合は研修期間延長の必要があり、延長届を日本専門医機構へ提出します。

(3) プログラム移動

専攻医は1つの専門研修プログラムで研修を受けなければなりません。ただし、次のいずれかに該当するときは、専門研修プログラムを移動することができます。

(ア) 所属プログラム廃止、または認定取消のとき

(イ) 専攻医にやむを得ない理由があるとき

プログラムを移動する場合、移動前プログラムと移動後のプログラムの統括責任者同士の協議、承認を経た上で、移動申請書を日本専門医機構へ提出し、承認を受ける必要があります。

(4) プログラム辞退

日本専門医機構が認定する他の基本領域へ転科する場合、または日本専門医機構の認定する専門研修を中止する場合は、辞退届を日本専門医機構へ提出します。

なお、研修再開の可能性がある場合は、辞退届ではなく休止・中断届を提出します。

19. 専門研修PG管理委員会

基幹施設である県立広島病院総合診療科・感染症科には、専門研修PG管理委員会と、専門研修PG統括責任者(委員長)を置きます。専門研修PG管理委員会は、委員長、副委員長、事務局代表者、および専門研修連携施設の研修責任者で構成されます。研修PGの改善へ向けての会議には専門医取得直後の若手医師代表が加わります。専門研修PG管理委員会は、専攻医および専門研修PG全般の管理と、専門研修PGの継続的改良を行います。専門研修PG統括責任者は一定の基準を満たしています。

《基幹施設の役割》

基幹施設は連携施設とともに施設群を形成します。基幹施設に置かれた専門研修PG統括責任者は、総括的評価を行い、修了判定を行います。また、専門研修PGの改善を行います。

《専門研修PG管理委員会の役割と権限》

- ・ 専門研修を開始した専攻医の把握と日本専門医機構への専攻医の登録
- ・ 専攻医ごとの、研修手帳及び経験省察研修録の内容確認と、今後の専門研修の進め方についての検討
- ・ 研修手帳及び経験省察研修録に記載された研修記録、総括的評価に基づく、専門医認定申請のための修了判定
- ・ 各専門研修施設の前年度診療実績、施設状況、指導医数、現在の専攻医数に基づく、次年度の専攻医受け入れ数の決定
- ・ 専門研修施設の評価に基づく状況把握、指導の必要性の決定
- ・ 専門研修PGに対する評価に基づく、専門研修PG改良に向けた検討
- ・ サイトビジットの結果報告と専門研修PG改良に向けた検討
- ・ 専門研修PG更新に向けた審議
- ・ 翌年度の専門研修PG応募者の採否決定
- ・ 各専門研修施設の指導報告
- ・ 専門研修PG自体に関する評価と改良について日本専門医機構への報告内容についての審議
- ・ 専門研修PG連絡協議会の結果報告

《連携施設での委員会組織》

総合診療専門研修においては、連携施設における各科で個別に委員会を設置するのではなく、専門研修基幹施設で開催されるプログラム管理委員会に専門研修連携施設の各科の指導責任者も出席する形で、連携施設における研修の管理を行います。

20. 総合診療専門研修特任指導医

本プログラムには、総合診療専門研修特任指導医（以下「特任指導医」という。）が総計18名、具体的には、県立広島病院総合診療科・感染症科に4名、県立安芸津病院に1名、安芸太田病院に1名、雄鹿原診療所に1名、庄原赤十字病院に3名、公立みつぎ総合病院に3名、沖縄県立南部医療センターに5名が在籍しています。

またプライマリ・ケア認定医が総計6名、具体的には県立広島病院総合診療科・感染症科に1名、安芸太田病院に1名、雄鹿原診療所に1名、庄原赤十字病院に3名が在籍しております。

特任指導医には臨床能力、教育能力について、7つの資質・能力を具体的に実践していることなどが求められており、本研修PGの特任指導医についても総合診療専門研修特任指導医講習会の受講を経て、その能力が担保されています。

なお、特任指導医は、以下の1)～8)のいずれかの立場の方で卒後の臨床経験7年間以上の方より選任されており、本PGにおいては1)のプライマリ・ケア認定医、7)の初期臨床研修病院にて総合診療部門に所属し総合診療を行う医師、8)の郡市区医師会から推薦された医師が参画しています。

- 1) 日本プライマリ・ケア連合学会認定のプライマリ・ケア認定医、または家庭医療専門医
- 2) 全自病協・国診協認定の地域包括医療・ケア認定医
- 3) 日本病院総合診療医学会認定医
- 4) 日本内科学会認定総合内科専門医
- 5) 地域医療において総合診療を実践している日本臨床内科医会認定専門医
- 6) 7)の病院に協力して地域において総合診療を実践している医師
- 7) 大学病院または初期臨床研修病院にて総合診療部門（総合診療科・総合内科等）に所属し総合診療を行う医師
- 8) 都道府県医師会ないし郡市区医師会から《総合診療専門医専門研修カリキュラムに示される「到達目標：総合診療専門医の7つの資質・能力」について地域で実践してきた医師》として推薦された医師

21. 専門研修実績記録システム、マニュアル等について

◎研修実績および評価の記録

PG運用マニュアル・フォーマットにある実地経験目録様式に研修実績を記載し、指導医による形成的評価、フィードバックを受けます。総括的評価は総合診療専門研修カリキュラムに則り、少なくとも年1回行います。

県立広島病院総合診療科・感染症科にて、専攻医の研修内容、目標に対する到達度、専攻医の自己評価、360度評価と振り返り等の研修記録、研修ブロック毎の総括的評価、修了判定等の記録を保管するシステムを構築し、専攻医の研修修了または研修中断から5年間以上保管します。

PG運用マニュアルは以下の研修手帳(専攻医研修マニュアルを兼ねる)と指導医マニュアルを用います。

- 研修手帳(専攻医研修マニュアル)
所定の研修手帳参照。
- 指導医マニュアル
別紙「指導医マニュアル」参照。
- 専攻医研修実績記録フォーマット
所定の研修手帳参照
- 指導医による指導とフィードバックの記録
所定の研修手帳参照。

22. 専攻医の採用

◎採用方法

県立広島病院総合診療専門研修PG管理委員会は、毎年7月から説明会等を行い、総合診療専攻医を募集します。

本研修PGへの応募者は、一般社団法人日本専門医機構の定める登録期間内に研修PG責任者宛に所定の形式の『県立広島病院総合診療専門研修PG応募申請書』および履歴書を提出してください。

申請書は

- (1) 県立広島病院総合診療科・感染症科のwebsite (<https://www.hiroshima.hpho.jp/>)よりダウンロード
- (2) 電話で問い合わせ(082-254-1818)
- (3) e-mailで問い合わせ(県立広島病院総務課アドレス:hphsoumu@hpho.jp)

のいずれの方法でも入手可能です。

原則として、一般社団法人日本専門医機構の定める登録期間内に書類選考および面接を行い、採否を決定して本人に文書で通知します。

応募者および選考結果については、県立広島病院総合診療専門研修PG管理委員会において報告します。

◎研修開始届け

研修を開始した専攻医は、各年度の 5月31日まで に以下の専攻医氏名報告書を、

県立広島病院総合診療専門研修PG管理委員会(県立広島病院総務課アドレス:hphsoumu@hpho.jp)に提出します。

- ・専攻医の氏名と医籍登録番号、専攻医の卒業年度、専攻医の研修開始年度
- ・専攻医の履歴書
- ・専攻医の初期研修修了証

以 上